

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和6年1月30日（火曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前11時21分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 12人

座 長 押 田 大 祐

副 座 長 織 田 伸 一

委 員 飯 山 勝 彦

// 田 辺 裕 三

// 吉 田 修

// 岡 部 享

// 江 西 照 康

// 大 島 満

// 谷 口 寿 一

// 成 田 光 雄

// 松 井 桂 将

// 鋪 田 博 紀

4 欠席委員 1人

委 員 橋 本 雅 雄

（ 代理出席 尾 上 一 彦 ）

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	渡辺 康裕
議会事務局次長	大野 満
庶務課長	山下 達也
庶務課主幹（課長代理）	中山 崇
庶務課庶務係長	竹端 志織
庶務課主査	竹下 哲矢

6 協議結果等について

1 クレジットカードについて

自由民主党のクレジットカードに関する提案については、一度各会派に持ち帰り整理をした上で、次回、改めて協議することとした。

2 広報広聴費について

日本共産党の広報広聴費に関する提案については、昨年度から継続審査となっている広報広聴費に関する案件2件とあわせて協議を行った。

委員から、議員個人版の広報誌や地域限定の配布を認めると、そこには線引きがなく、明確な基準がないため賛成できないといった意見があり、意見の一致は見られなかった。

7 会議の概要

- 座長 ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会いたします。
- なお、本日は橋本委員に代わり、尾上議員が出席されております。
- 本日の議事録の署名委員には、岡部委員、松井委員を指名いたします。
- これより協議事項に入ります。
- 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりです。
- 本日の検討会では、今年度各会派から提出された運用指針上の課題・対応案のうち、残る2つ、自由民主党さんのクレジットカードに関する案件と日本共産党さんの広報広聴費に関する案件について協議を行い、検討会としての結論を出したいと思っております。
- なお、日本共産党さんの広報広聴費に関する案件の協議に当たっては、昨年度からの継続審査案件となっている広報誌に関する案件2件についても併せて協議を行う旨、昨年8月28日開催の1回目の検討会で確認しておりますので、改めて御承知おき願います。
- それでは、協議事項1番目、自由民主党さん提案のクレジットカードについてであります。
- 前回の検討会でも御案内しておりますが、事前に提案会派には補足資料を提出していただいておりますので、まず補足資料について提案会派からの説明を求めます。
- それでは、自由民主党さん、説明をお願いします。
- 江西委員 A4の横の資料が配付されているわけですが、補足をさせていただきたいと思っております。
- 今、クレジットカードについては、専用のカードを作るという妥協案、私たちにとっては妥協案で運用しているところになります。このことについて私どもの考えをちょっと聞いていただきたいわけであり
- そもそもクレジットカードは社会に浸透した決済の仕組みであると、皆さん、そのように思っておられ

ると思います。ただ、このクレジットカードの仕組みというのは信用枠の設定、何を言いたいかということ、借入れと同じ扱いになるということなのです。クレジットカードを1枚持つと、その限度額が借入れの残高として信用情報機関に登録される仕組みになっています。私も過去に問題があって調べたことがあるのですが、CICというところにインターネットで自分の借入れが幾らあるのかを調べると、持っているクレジットカードの限度額がその借入れ額として表示されるという仕組みを皆さんは当然御存じだと思います。

借入れ枠ができるという仕組み、新たに専用のカードを作るということは、新たに借入れの設定をなさいよということで、現在、この運用をしていることをまず理解していただきたいと思っております。また、クレジットカードを利用することによってポイントがつくことに対する反対が大変多いわけで、理解が得られないという意見があるわけなのですが、もしそうであれば、利用することで明らかに全てにとってメリットのある交通費に限り一すみません、交通費と書きましたが、ホテル代も含んでいいかと思います一旅費、交通費に限り、保有する任意のクレジットカードも認めるべきだと思うわけでありませ

す。そのメリットの1番として、まず、より安い料金の実現できるという点があります。実は資料を出した後、調べるときによってJRの料金が違うことに気づいたのですけれども、ですので、今調べると同じ料金とは限りません。その時々によって若干JRの新幹線の料金は違うようです。通常切符、今の政務活動費の運用指針に基づいていけば、片道1万2,960円、往復で2万5,920円、これは単純に掛け算したものになっています。ところが、例えば自分が所有している中で一番安く使えるクレジットカードを使うと、「おとなび」を使えば往復で2万370円。ですから、1回の出張、東京の視察に使ったとして5,550円の削減が見込めるということはどう考えるのか、皆さん、まず考えてい

ただきたいと思います。

見返りとして来るポイントです。ポイントはカード会社によって全く違いますけれども、私がインターネットで調べたところ、例えば日本にあるカードというのはJCB 1社しかないわけなのですけれども、JCBカードですと、1,000円に対して3円に相当するものが来ますよと。どういうことかということ、1,000円に対してポイントは1ポイント来ますよと。今改めてホームページを確認してきましたが、1,000円に対して1ポイントつきますと。それを使うときにはその3倍のポイントの利用ができますよということですから、大体この2万円を使うと20ポイントついて60円の価値があるというものであります。先ほどの旅費の削減効果に比べて明らかに小さいということをここで認識していただきたいわけでありませう。

メリットの2番について説明します。私どもは、クレジットカードの利用は、基本的にインターネットでの利用を想定しております。なぜならば、現在、JRの切符の発券手数料というのは、いわゆる大手代理店以外はJRから全く受け取ることができない仕組みになっています。ですので、一般の代理店にJRの切符をお願いすると、JR代金に上乗せしたものをお支払いするか、その旅行代理店の無料サービスに期待するのみになります。ですので、小さな代理店ですと、JRの切符の手配は各自で行ってほしいという代理店はそこそこあります。私どもが取引している、お願いする場合の旅行代理店でもそういったところが多いです。

仮に自身で購入することになった場合、現在の規定に従って領収書の宛名をもらうためにみどりの窓口を利用する必要があります。その際は、今はみどりの窓口は常に長蛇の列ですが、これに並ぶ必要があります。並んでいる人のほとんどは何か理由がある方たちなのです。私たちがここに並ぶ理由というのは、領収書の宛名を書いてもらうためであります。私たちは、本来それを回避しようと思えば十分に回避できるような簡単な手続をいただければ幸いです。

これは一般の方、急いで窓口に並んでいる人たちに、普通に考えても迷惑をかけている状況です。政務活動費の不正を正すためという、あまりポジティブではない、ネガティブな、情けないという表現はあれかもしれませんが、理由は恥すべき。なぜかという、領収書をもらわなければいけないからここに並んでいるのですということとはなかなか言いにくい理由であります。

インターネットでクレジットカードを利用することでこの問題はまず解決できるということがあります。この問題について皆さんはどう考えるのかもお聞きしたいと思っております。

メリットの3です。レジ袋は今もう廃止されて久しいわけですが、資源の節約は大切だという社会の考えは定着しています。現在、新幹線利用者の多くはチケットレスです。そうではないと思う方は時代からもう遅れている方々です。紙を発行しないというのは、今私どもは日頃からDXとか叫んでいるわけですが、これはもうDXということでもなくて、ごくごく一般的なことであります。私も個人的に東京へ行く場合は全てチケットレスです。DX社会を提唱したり、ごみの減量を提唱している、環境保護の模範を示そうとしている議会は、そういった問題からも、速やかにクレジットカードを利用したチケットレスも使えるようにすべきでありまして、これについて皆さんはどう考えるのかもお聞きしたいと思っております。

メリットの4であります。皆さんもそうだと思いますが、私どもは視察は乗り過ごすわけにはいきなから、余裕を持って組まざるを得ません。行くときはいいのですけれども、帰ってくる時もです。そのため、予定より早く終わったなと思っても、駅で無駄に自分たちの搭乗する新幹線が来るのを待つて過ごすことが大変多いです。もしインターネットによるチケットレスであれば、早く終わったな、この次の新幹線に乗れそうだなと思ったら、その場で時間を変更することが可能です。そういったことで臨機応変に便を変更することができるわけですが、

これは利便性が大変向上すると言いたいところですが、けれども、これももう一般の新幹線ユーザーというか、普通に東京に行ったりする人にとっては当たり前のお話であって、普通の時代の、DX社会でこれも乗るべきであると考えます。

メリットについての説明は以上で、そういったことがあるので、あと、それぞれ今問題となっていることに対する意見をここに書いてありますけれども、こういった理由から一般の任意のクレジットカードも認めるべきであるということについて、皆さんの御意見をお聞きしたいところでもあります。

以上です。

座長

クレジットカードの利用の原則についてお話をいただきました。そのほかにも変更点はありますけれども、ここで切りましょうか。

クレジットカードの利用の原則について、江西委員の説明に対し質疑はございませんか。

鋪田委員

前回の会議で質問したことの繰り返しになるのですが、けれども、クレジットカード利用のメリット等については今の説明にあったとおりで、その辺は十分に踏まえてこの規定をつくったのですが、ただ1点、ポイントの利用について、市民あるいは有権者に対する説明といたしますか、要は、旅費が安くなるということはこれまでも御説明いただいていますし、私たちも十分理解をしている。そのメリットは大いにある。ただ一方で、これまでの経緯から、有権者、市民の方の理解が得られるかどうか、この2つをてんびんにかける。これは単純に金額だけの話ではなくて、有権者の捉える感情といたしますか、そういったこととの比較になってくる大変難しいところなのですけれども、この辺について会派の中で十分議論されてお持ちになったのですねということの前に質問したときに、会派の中でまだ合意形成が取れていませんということだったので、今日出されたものについては合意形成を図られた上で提出されているものなのかどうか、そこだけちょっと確認させてくだ

さい。

江西委員

まさにそのこのところであります。

先ほどのJCBカードのポイントは調べましたというのがその説明でありまして、一般的なもので、例えば2万円使えば、使うときに円換算したら60円相当のものがポイントとしてつきますよということに対して料金の差額はこうだということで、会派では当然コンセンサスは得ているわけです。

逆に、そういったことに対してのポイントが使えないという意見をしっかりと議事録に残していただいて、その意見があるからできないのだという皆さんの判断があれば、本当にそのとおり。

私は、これからもこの問題については、私自身のいろんな政治的な報告の中でも、政務活動費の現状はこうなっているのですよという話をすることもあるわけです。

ここでポイントが引っかかるのだという意見があれば、逆に明確に教えていただきたい。それを自信を持ってここで議事録に残していただきたいと思っています。

以上です。

座長

どうですか。

(「結構です」と発言する者あり)

座長

ほか、ございませんか。

〔発言する者なし〕

座長

それでは次に、クレジットカードの選定について、江西委員、説明をお願いします。

江西委員

今説明したとおり、例えば視察時の旅費、交通費に限定した場合は、皆さんもそうだと思いますが、そもそも年間の利用額はそれほど多くないものです。ですので、ポイントも問題に達するようなレベルに

は到達しないと考えています。
ですから、このクレジットカードの選定、ポイントが問題になるから専用カードでポイントを使わないという方法を取っておりますけれども、こだわる必要性はないと考えております。
また、通常、クレジットカードは年会費が必要になるのですけれども、過去にも無料のカードがあるのではないかという意見を述べる方もいたようですけれども、そもそもサービスの提供は事業者にとって無料ではないわけです。それぞれのもくろみがあってたまたま無料にしているだけであって、例えば、試食は無料ですというものを試食を使えというのと同じような議論で、年間費無料のカードを使ったらいいのではないかということをもともと考えるべきではないので、クレジットカードの選定そのものに意味がないと主張したいと考えます。
これについての是非、反対の意見をお聞きしたいです。

座長 この2番、クレジットカード選定についての説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、3番と4番、クレジットカードの届出、クレジットカードの支払い方法に関しては異議なしということですので飛ばしまして、5番目のポイントの扱いについて江西委員、お願いします。

江西委員 今のお話に重複するのですが、政務活動費から発生するポイントはそもそも僅かであり、社会通念上、問題になるレベルではないと考えますので、一切考える必要はないと考えます。

座長 ポイントの扱い、社会通念上、問題となるレベルではないという説明がありましたけれども、これに対する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 今度は6番、審査伝票に添付する書類についての説明をお願いします。

江西委員 そもそも、今、例えばクレジットカードを使った場合、発券機で領収書が発行できます。ただし、宛名が入らないという問題があります。クレジットカードの場合はそれにひもづけされるので分かるようになるかと思えます。インターネットで取った場合はですね。

そこから出てくる領収書、もしくは利用明細、ほかの利用があってもそれを黒塗りにすればいいだけでありまして、不正のしようもないと思えますので、ネットで発行できる領収書もしくはクレジットカードの利用明細をもって審査伝票に添付する書類とすることで何ら問題はないと考えます。

逆に、それがあってもかかわらず不正ができるという方法があれば教えていただきたいと思えます。

座長 6番、審査伝票に添付する書類について説明を受けました。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、7番、年度末等におけるクレジットカード利用の取扱いについてお願いします。

江西委員 これについては駄目だという規定があるのですが、この意味が私、何があるのかということがあまり分からなかったわけです。自分で考えてみると、払わないで破産などすると、支払えないおそれが想定されるかなと考えたところでもあります。

クレジットカード決済の仕組みから、現実として何が問題があるのかは分からないのですけれども、ここについては大きく主張しなくても、それがどうしても気になるというのであれば、大きな問題ではあ

りませんが、問題のある方は、問題があるというだけではなくて、逆に何の問題があるのか、こういう問題があると御指摘いただきたいと思います。

座長 年度末等におけるクレジットカード利用の取扱いについて説明を受けました。
質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようですので、8番、ポイント履歴の管理についてお願いします。

江西委員 これは先ほどから説明したとおりの重複になります。何も管理する必要はないと。先ほどからの繰り返しです。

座長 そして、最後の9番目、クレジットカード利用終了後の取扱いについてお願いします。

江西委員 引き続き利用しないようにという取決めになっているのですけれども、これもなぜなのか理由が分からないわけであります。「意味なし」と書きましたけれども、逆に意味があれば教えていただきたいと思います。

これは今まで言ってきたこと全ての項目において言えることなのですけれども、基本的に、レベル的に性善性悪というよりは、何か悪いことをするという犯罪行為に対する対処が大きくあるのではないかなと思います。これは厳格というものではなくて、そろそろ私どもの任期も残すところ、あともう1年ですから、次にまた新たな普通の市民が出てきたときに、この規定を見て、これはどういう経過から出ているのだろうという基準については見直す時期に来ているのではないかなと思います。

座長 クレジットカード利用終了後の取扱いについて説明を受けました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないということです。
総括しますけれども、今、1番から9番までの説明を受けました。改めて繰り返し、もう一度聞いておきたいというものはないですか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようなので、次に、この件に関する各会派の御意見を伺います。
まず、賛成以外の会派からお伺いいたします。
それでは、富山市議会自由民主党さんからお願いします。

田辺委員 クレジットカードの運用に関して、利便性は江西委員から言われたことに納得する部分も多くあると思いますけれども、令和4年度に全会派の合意形成がなされて、条件つきでこういう運用をしようとする。ポイントの考え方によって若干いろいろな考え方があるので、それを令和5年度から運用を開始したわけですね。10か月ほどたったわけですね。だから、とにかくまだしばらく運用して、検証すべきだと思います。今そういう議論をするのは時期尚早ではないかと思います。

座長 次に、公明党さん、お願いします。

松井委員 今ほど富山市議会自由民主党さんからもありましたけれども、うちもポイントについて指摘をしております。合意形成の上、今、運用中ということもあり、今のところ利用に関してはその範囲内で利用しているということでもあります。
やはりもう少ししばらく、まだその時期ではないなと思っております。では、具体的にいつまでなのかと。やはりこの期いっぱい、うちとしてはその部分

はそのまま行きたいと思っております。

座長 それでは次に、立憲民主市民の会、お願いします。

岡部委員 うちは調査・研究ということにしておりました。
問題は、ポイントのところポイントだと思っ
ています。ということで、それぞれ専用カードとい
うことで議論されてきたということです。
結論的に言えば、大した問題でないと言ってしまう
ばよくないので、そこはやっぱり意識しつつ、これ
に使ったポイントは利用しないよということが会派
でしっかりと確認できれば、専用のカードを作る必
要があるのかどうかというのは、そこまで縛る必要
はないのかなという思いも会派として話をしており
ます。要は、当初から問題だったポイント利用につ
いてのところがちゃんと説明できるかだと考えてい
ます。それで調査・研究。
特段駄目ということではないのですけれども、そこ
は会派としてしっかりと説明責任が持てるように、
ポイントの利用について、それは使わないよとい
うことであればいいのではないかと思っています。

座長 会派誠政さん、お願いします。

尾上議員 ポイントについては、先ほど江西委員も言われたと
おり、そんなに膨大な金額になることはないし、言
ってみたら、何でクレジットカードを使うようにし
たかというところを突き詰めたら、要は政務活動費
をなるべく使わず、安い料金でまとまったり、交通
費とかという話をするのであれば、政務活動費を使
って得たポイントは政務活動費で使えばいいのでは
ないかなというぐらいには思います。
個人的に流用をするといろいろな問題があるのかも
しれませんけれども、そこら辺はポイントの管理で
しっかりと確認できると思いますので、何ならその
ポイントは政務活動だけに使うことにして、今言わ
れている専用カードでなくてもいいのかなとは思
います。

座長 日本共産党さん。

吉田委員 江西委員の説明はなぜか説得力があって感心をしていたのですけれども、個人カードでもいいというのは今、話を聞いていてそう思いますし、ポイントに関してはどうなのでしょうね。政務活動費にのみ使うとか、個人が使わないとか、そういうのはチェックが難しいのではないかという気がして、だから、ポイントに関しては使わないというふうにしておいたほうがすっきりするのではないかなと。ということで、基本的にクレジットカードを認めただけですから、専用カードではなくても、そういう一定の担保が、それこそポイントがポイントですから、そこさえはっきりすればいいのではないかなという気がしております。以上です。

座長 今度は、政策フォーラム32さん。

大島委員 クレジットカードはやはり専用カードでやられるのがすっきりすると思いますし、今は銀行の金利も1円単位で僅かでも計上する時代ですから、1円単位でポイントで支払いができるわけですから、ポイントが入れば優先的に、先にそれを政務活動費の支払いに回すという使い方で、ポイント利用については、使わないのではなくて、逆に優先的に使って、税金である政務活動費を減らすという考え方のほうが本来はいいのではないかなと思っております。江西委員がおっしゃるように、領収書を取るためだけにみどりの窓口に並ぶというのは、やっぱり今の時代は少しナンセンスだとは十分思います。

座長 次に、賛成会派の気魄さん、御意見を頂戴します。

谷口委員 特段何も問題がないと思いますし、いつまでポイント、ポイントと言っているのかなという気しかしないので、市民の理解が得られないというのは本当に得られていないのかなという気がします。

その中で、前回はまずカード利用を認めてもらうということで、専用カードということで納得していただいた経緯はあるのですが、これは1年だから早いという議論ではなくて、どうあるべきかをしっかりと検討していただければいいかなと思います。

座長 今、皆さんの意見を伺いました。
ほかにも御意見のある方、この際ですから。

江西委員 今、一通りの説明を聞きまして、立憲民主市民の会さん、誠政さん、日本共産党さんの意見は意見としていただけたと思っています。富山市議会自由民主党と公明党さんは意見がない。若干すっきりしないとか、10か月が早いとか。10か月って約1年ですよ。大分使ったのです。使ったからどうしようかという議論をしているので、嫌なものは嫌だという意見しか回答していないので、具体的にどうだという意見をちゃんと述べてもらえませんか。
全てのメリットに優先して潰す以上、若干すっきりしないとか、そういうことで止めるのはやめてください。

座長 意見が出ましたので……

（「いや、回答をください。聞いてください。」と発言する者あり）

座長 確かに、今お伺いしますと、富山市議会自由民主党さんのほうでは、利便性は納得できる、全会派で決めてポイントの扱いについてはこれからまた考えていかなければいけない、そして、運用に関してはまだ10か月で、時期尚早という意見でしたが、今、自由民主党さんから言われた時期尚早ということが全ての回答でよろしいですか。それとも何か反対意見をお持ちですか。

田辺委員 先ほども、ポイントの話ですよ。個人カードで決済した場合、自分のいろんな決済もそこに含まれて

くるのだろうと思います。そうしたときにポイントに色分けできるのかという話になってくるのではないかと思うのですけれども。

できないから、ごちゃごちゃになってしまうから、それは政務活動費の専用カードで決済したものに限りばいいのだろうと思うのですけれども、個人カードにしてしまうと、個人で使ういろんな決済もごちゃごちゃになってしまっただけで色分けができなくなってしまうと思われるので、そこら辺はどうなのかなと思います。

江西委員

これは立憲民主市民の会さんとか誠政さんも同様ですけれども、政策フォーラム32さん、日本共産党さんも全部同じようなことを言っていております。別に明確は普通にできると思います。駄目だと決めれば。ただ、私は駄目だと言う必要もないぐらいのものだと思っておりますけれども、駄目だと言われるのであれば、通常、それについてのポイントはカード明細に全部出てきますから、その明細どおりできると思いますが、それはどうしてできないと思うのか、ちょっと教えてください。

座長

個人カードだとごちゃごちゃになると言いますが、やっぱり明細を見て、もし15ポイントつきました、自分で使ったものが25ポイントあります、それが40ポイントになったら15ポイントを使うのはなかなかできないということなのではないでしょうか。ごちゃごちゃになるというのはちょっと私も理解ができなくて、ちょっと説明をお願いします。

田辺委員

だから、それは明細を見れば明確に分かってくると思うのですけれども。でも、それは市民目線から見たらどうなのかなというところはある。

江西委員

市民目線から見てどうなのかと疑うということは、やっぱり明細書を偽造する可能性があると思われるということですか。

田辺委員 そうではなくて、その明細書を市民の皆さんに公表するのですかという話です。

江西委員 公表しても全然問題ないのではないですか。証拠書類として利用明細添付というの。ポイントだけが問題であればですよ。ただ、何度も言いますけれども、そのポイントは僕は問題ではないと思っていますけれども、ポイントだけが問題であれば、そうすればそれで済むことなのは普通に考えたら明らかではないかなと思います。

それに加えて、今度はほかの会派の皆さんにも言いたいのですけれども、ポイントそのものが社会悪としてどこかで問題になっているのかということと、全体の利用金額を見てもそんなに大したことがないので、だからといって、別にすることもできますけれども、それだけでも認めてもらえれば大分進歩だと思いますが、そもそも、そうではない。それ以外の使っていないデメリットよりも上回っていることも踏まえて回答いただきたいと思います。

座長 確かに1番目の説明のときに、江西委員から、例えば、5,550円の削減になっていて、JCBだと2万円なら20ポイント、60円の価値があるものとの差を考えると、政務活動費の削減に対して大きなものがあるという説明がありました。皆さんの意見からはそれに対する説明はなかったように思えます。

もう一度公明党さん、先ほど、もうしばらく、この期まではと言われましたけれども、追加の意見等がございますか。

松井委員 今お話を聞いていると、やっぱり割引率、これは確かに江西委員が言われるようになってきていますけれども、全ての人が、例えば「おとなび」を使ってJRチケットを取るのかと。中には取らない人もいるわけで。それで、この……

（「取らない理由は」と発言する者あり）

- 松井委員 取れない人もいると思います。
- （「「おとなび」はそうだけど、普通のやつは使える。」と発言する者あり）
- 松井委員 ポイントが市民の理解が得られるかどうかということを書いておられますけれども、やっぱり市民から見るとどうかだと思うのですよね。それについて、どうかということはどうかと言うのはどうしようもないので。
- 江西委員 これだけ皆さんそう言うのなら、どうかと思う人もいるのだと思います。
ただ、逆に安い料金を使わないことについてどう思うかということ。使えない人に年齢を偽れと言っているわけでも何でもないわけですよ。使える人が使えるようにするべきではないかと言っているだけなので、それを踏まえてどう考えるのか教えてください。
- 松井委員 その部分については、やはり政務活動費を使うわけだから、それは当然、やはり1円でも安いほうがいいと思います。
- 江西委員 では、先ほど言ったように、大体60円換算。カードによって違いますが、20ポイントつくのと、eチケットレスにするだけでも全然安くなると。もう2桁違うわけですね。2桁違うことに対して、それよりも20ポイント、60円換算を受け取ることが駄目だという見解だというふうに認識すれば、それはそれで仕方がないです。僕らもそれで引き下がります。そう思う。なおかつ、これは明細で分けることはできるけれども、明細も不正を働くかもしれないという富山市議会自由民主党さんの意見もあるのであれば、それはそれに従います。
そういう意見で反対だということかどうか、それを再度確認させてください。

鋪田委員

田辺委員の補足みたいなことになるのですが、最初の質問でちょっと触れたように、まずメリットとしてある金額、これは確かにあります。いわゆる市民感情というか、その金額との比較は単純にできないところがあるので、やっぱりこのメリットが大きいということで、少なくとも専用カードを使ってクレジットカードを利用できるようにしましょうということを決め、そこについては昨年、合意形成が取れたので今の制度がスタートしているということです。さらにもっと突き詰めれば、もう少し合理的にできるやり方があるのだろうという議論が今幾つか出てきていますけれども、それはまた今後の議論として、今は少なくとも専用カードで政務活動費を効率的にというか、より経済的に使える方策をつくったわけなので、現時点では私どもの会派は、さらに踏み込んでということになったときにはもう一議論必要になってくるのではないかなという形で、そういう立場から現行の制度をもう少し使ってみて、その課題を整理していったほうがということだと思っています。

議論が混乱するとあれなのですけれども、例えばポイントを使ってもいいのではないかという話がありましたけれども、これは法的には私的債権になってきますから、これはこれで政務活動に充てる問題点も出てくるかもしれませんので、それについても課題整理が必要になってくると思うので、まだ今は現行の仕組みでやっていったらいいのではないかというのが私の立場です。

それ以上話をして、またその細かい課題の整理というか、検討に入ってくる、そういうことは今日は申し上げませんが、以上です。

江西委員

そうしたら、お聞きしたいわけですが。ポイントは社会的に市民が受け入れない、ここは同じことですがけれども、それに関して料金を下げるという理解はどうなのかと。ちょっと調べてみないと分からないのですけれども、恐らく「おとなび」はJ-WESTカードか何かを使わないと駄目な場合もあるのでは

ないか。一般カードでもできるのかな。

（「一般カードでできます」「おとなび」は一般カードでもできる」と発言する者あり）

江西委員 できるのですかね。eチケットレスはできますか。できる？

（発言する者あり）

江西委員 はい。では、その点はクリアできるのだということが分かりました。

この一番上の、要は借入れの枠をつくるのと同じことだということ。このために借入れ枠の、例えば30万円の利用ができるカードであれば30万円、50万円なら50万円の借入れ信用、これはCICで検索をかけたら、皆さん、自分の新たに作ったカードの情報が出てきます。それも問題があるのと、なおかつ、政務活動費にしか使わないということは年間利用額も僅かなものでして、これは逆にカード会社がクレジットカードを使ってもらうというもくろみの中で、無料だとか、いろんなカードを出してくるかもしれませんが、政務活動費しか使えないカードであれば、カード会社のもくろみに便乗した利用だと、本当はその気はないけれども、カード会社がそういうのなら、その仕組みを利用して専用のカードを使おうではないかということをやっていることに対してそれをどのように考えるのか、鋪田委員の御意見をお聞きしたいなと思います。

座長 鋪田委員、ありますか。

鋪田委員 与信枠については、これまで具体的に検討したことがなかった。課題としてはおっしゃるとおりのところはあるのだろうと思います。ただ、それも踏まえて、それから、先ほど申し上げましたポイント利用の私的債権の部分をどう扱っていくのか、その整理もしていく必要があるのでは、こ

れについては、私は今後もっと突っ込んで議論していく話だろうと思います。

繰り返しになりますけれども、少なくともカード利用によって得られる利便性、それから割引等々については、今現在でも専用カードを作ることによってクリアできることになっておりますので、現行制度については当面維持していくとともに、先ほど言った課題について、法的な部分も含めてもう少し検討していけばいいのではないかなと思っています。

江西委員 クレジットカードの信用枠については事前に資料は配付されていなかったのですか。

座長 もう一度お願いします。

江西委員 この信用枠については、今、鋪田委員は初めて聞かれたような話をされたのですけれども、これは事前に配付してなかったのですか。

(発言する者あり)

江西委員 いや、信用枠の設定になるのですよという指摘をしていたわけです。私は指摘したつもりでいたのですけれども、鋪田委員は今初めて聞かれたような話をされるので、これは事前に配られていなかったということですか。

鋪田委員 今初めて聞いたということではなくて、信用枠の問題については今後まだ議論が必要なのではないかということで申し上げたのです。

座長 去年は、カードを作る、作らないだけの議論で、与信枠をつくる、いわゆる借入れの枠をつくるという議論はなされていなかったということです。

江西委員 この資料は今日の議論のために出してあるので、ここを受けてこれから議論しましょうということであれば、今日終わった後に出す内容なわけですよ。今

日の議論のために出しているテーマですから、どうして今後の議論と思われるのか、その心情をちょっと教えていただきたい。

座長 それは説明のペーパーをとということですか。

江西委員 いえ、クレジットカードの信用枠になるのですよということを今日議論するために出していたので、今日の議論に入れずに今後議論しようという理由は何かということですか。よろしいですか。一体どれだけ停滞する会議なのかということですよ。10か月ということも含めてそうなのですから。

座長 確認しますね。これは配ってありますよね。

庶務課長 照会した時点ですぐに配っています。

江西委員 今日議論するためにこれを出しているのです。今日の会議のテーマとして。それを受けて、どうして今後の議論にするという意見を言われるのかを教えてください。私の経験不足なのか。

座長 分かりました。
江西委員から、改めて今回のこの提案に関しては与信枠の設定を議論してほしいと。しかしながら、先ほども申しましたが、昨年度の検討会でそのことに関して全く問題に上がらずに進んでしまったという事実があります。
もし、今日この後の議論の中で、与信枠の設定が果たしていかなものであるかということがあった場合にはまた検討しなくてははいけませんので、与信枠についても話し合いたいと思います。
どなたか御意見はございませんか。

大島委員 与信枠というのは、限度を50万円とか100万円にするという意味の与信枠でよろしいですか。

座長 はい。借入れの枠のことです。

鋪田委員 ということよりも、今、江西委員がおっしゃっているのは、カードの与信枠というのはその人の抱える与信枠全体のことをおっしゃっていると思うのですよね。ですから、単体のカードの50万円とかそういうことではなくて、その人が新たなカードを作るとすれば、その方に新たに債務の枠が増えてしまうということについて問題があるのではないかと提起されたと思うのですね。
それについて議論はしますけれども、直ちに今日ここですぐに結論が出る話ではないと申し上げたかったのです。議論しないという意味ではないです。

江西委員 これに議論がそれほど必要なのか分からないのですけれども、テーマというか、これは私の経験でもあるのです。実は1回借入れをするときにちょっと滞ったトラブルがあって、金融機関から余計なクレジットカードをお持ちではないですかと言われて調べたことがあるから、自分でも経験したことがあるわけです。クレジットカードというのは借金ですよ。だから、むやみやたらに余計なカードは作らないでくださいよと。これはもう十何年前ですけれども、金融機関から言われたことがあるので、私自身は不要なカードをそもそも作るべきというか、公務に関してわざわざ専用カードを作るということは個人的な信用財産に関わることを強制しているのですよと。それでも仕方がないではないかと言えばそれまでですけれども、それについてどう考えるのかということですよ。

大島委員 私も銀行の取引上、全く使っていないカードを持っています。与信枠で引っかけたことがあります。でも、それは個人の事情であって、もし特別にこのカードを作るためにその枠がクリアできないということであれば、別のものをやめるという選択肢があるわけですから、そもそもこの政務活動費で使うカードの限度額が幾らかということはある程度、常識

の範囲内というか、今までの政務活動費の最大の借入れというか、支払いというか、それで決められるべきであって、個人が幾らカードを持っているとか、幾ら借金があるかというのはまた別の話ではないかなと思うのですが。

座長 おっしゃることは分かりますが、果たして個人情報をごとまでオープンにできるかという問題が出てきます。

江西委員 座長の言うとおりで、大島委員がそれはもう関係ないではないかと言われるのはそれは意見として受け止めるのですけれども、だから、個人的なものが一私は別に自分自身、それは問題ないと思いますよ。けれども、そういう仕組みなのだということを理解していない人もいるだろうと思っているのでそう言っているわけです。要は、個人の領域に入っているよということです。

座長 意見がたくさん出ておりますけれども、改めて自由民主党さんのほうから、専用カードというのは個人の領域に入っていますよという意見が出ました。前年度は専用カードを作るということだったのですけれども、そこに不備があるのではないかという指摘だと思います。ですので、各会派の意見をもう一度聞いてもよろしいですか。

谷口委員 今のこの状態で各会派の意見を聞いても、恐らく集約のしようがないと思います。であれば、これは一旦ここで閉じてもらって持ち帰らないと、結論はずっとこのまま堂々巡りになると思います。そこをちょっと1回整理してください。

座長 今、気魄さんのほうから、今この場で、これ以上は無理ではないかという意見が出ました。これについての皆さんの御意見はどうですか。一旦この話は止めて、また改めて意見を持ち帰ってもら

うという意見だと思いますが、それについて。

岡部委員 参考までに、個人カードを作られた会派は幾つもあるのですか。そこら辺ちょっと。うちは一切使っていないので。

いわゆる政務活動費の支出額が少なくなるというのは非常に大事なことだと思っています。逆にうちはそういうのを使っていませんし、ある旅行会社にいろんな希望を注文したら、最近は取扱手数料をいただきたいみたいな話になって、実は550円プラスになっているのです。そんなことを思うとクレジットカードも必要かなと思っています、今議論をしているのですけれども、改めて個人ごとのカードがどうかというのはやっぱりちょっと引かかるところがあって、参考までに聞かせていただきたいなと思っています。

座長 個人カードというのは、政務活動費専用の個人カードという意味ですか。

岡部委員 そうそう。政務活動費用の。

座長 今、岡部委員のほうからありましたけれども、どちらの会派か、もしくは個人でも政務活動費専用のカードを作られた会派はございますか。

谷口委員 作りました。

江西委員 うちの会派は8名のうち2名が作っています。

座長 自由民主党が2名。気魄さんが1名。ほかはなしということでしょうか。

岡部委員 もう一度会派に戻って議論という話も出ていますので、そういう方向がいいと思いますけれども、なるべく早くやってもらいたい。あまり長く延ばす必要はない課題ですし、それぞれが使っていないという。この今の新しい制度として、個人カードとして、一

方でこういうメリットがある中で使っていないということであれば、そこも含めて各会派で議論をしっかりとさせていただければいいのかなと思っています。

谷口委員 今、使っていないと言われたのですが、クレジットカードを使って金額的に明らかにメリットがあるのに使わない理由のほうが僕にしたら分からなくて、すぐに使っているのですが、もしそれが個人カードだからということがネックになっているのであれば、それを改めて協議していく必要があるのかなと思います。

江西委員 大変いい質問をしていただいたので、よく分かりました。
みんな使っていないわけではないですか。こうしたらできると言いながら、みんな嫌だからやっていないわけですよ。その実態を隠しながら、よくこういう議論ができていたものだなと思うのですけれども、昨年、私は何でこれに合意形成したかといったら、気魄さんが専用カードでも安く使いたいからというので、私たちはそれにこだわるべきではないと言っていたのですけれども、こだわるとほかの皆さんが賛成しないから賛成してくれということで合意に至っているわけです。
ほかの会派は皆さん使っていないのに何でそういう意見を言ったのか、今までの意見の裏づけが何もなかったということが分かったので、正直ちょっと驚きです。

座長 先ほどの話に戻りますが、一応専用カードというものの是非について、一度お持ち帰りいただいて、それで話合いをして、もう一度こちらに上げていただかないといけないようになったと思います。
それでよろしいでしょうか。

江西委員 ちゃんと用意して、次回もまた同じようなこと一私は今回のやつは駄目でも仕方がないと思っていたのです。ただ、みんながどういう意見をするか、これ

は議事録に残した上で公にしたいと思っているものですから、どんな見方で言われるのかと聞いていたわけです。

本当にちゃんと事前に考えて、次はしっかりと参加していただきたいと思います。

座長

ということで、このクレジットカードについての意見は一度持ち帰っていただいて、また検討していただくことにしたいと思います。

それでは、次の議論に入ります。

広報広聴費について、日本共産党さんから補足資料が提出されておりますので、日本共産党さんから説明を求めます。

吉田委員

資料にあるとおりで、広報広聴費、広報誌、議会報告あるいは議会だより、いろいろありますが、これは政務活動費としてきちんと認めて……

座長

吉田委員、もう少し大きい声でお願いします。

吉田委員

はい。各会派がしっかり出せるような状況をつくりたいという思いであります。

広報広聴費として認められる議会報告、議会だよりは、最初のところに（１）（２）（３）と書いていますが、あくまでも会派が発行する広報誌だと。議員個人の発行は認めない、これが原則。

２つ目は、そのことを基本にしつつ、会派として発行する広報誌であれば、私のところは２人しかいませんから、２人一緒に１つの広報誌に載せるわけですけれども、多人数の会派等は議員個人版あるいは議員複数版等の広報誌もオーケーとしてはどうかと。

３つ目は、その場合でも、あくまでも発行は会派であり、同時に、中身は禁止されている一下の欄に書いてありますけれども一政治活動、選挙活動に類するものは一切載せてはならない。定例会等における会派議員の質問や当局答弁、議案や請願に対する態度、あるいは会派が提出した市政一団、県も含みますけれども一要請等の内容等にすることで、

ぜひそういう形でしてほしい。

その下の枠のところ、できない事項は当然しっかり原則としてきちんと守るということです。

この件では顔写真がずっとテーマになっておりますけれども、私どもの場合は、議員が載った写真というのは、議会事務局に撮っていただいた議会質問の写真あるいは会派として行った視察等の写真以外の写真は載せておりませんし、大きさもA3裏表、7段にしているのですが、その写真はあくまでも1段のみと。大きさは3.5センチメートルか4センチメートル四方ぐらいに制限をしております。

あと、広報広聴費の議員個人版、地域限定版についての補足資料がありますが、それもポイントを幾つか言います。

表題はあくまでも何々会派・議会報告あるいは議会だよりということ。発行者は会派であります。そして、連絡先も議員個人の住所や連絡先、アドレスなどは認めない。会派だということ。

そういうことで、僕の思いとしては、もちろん意味を持って後援会だよりの的なことで自費で出されているのはもちろんいいわけですが、やっぱり政務活動費を使った議会報、市政報告というか、そういうのをそれぞれの会派がもっと大いに出せるような状況をつくったほうがいいという思いでの提案でございます。

以上です。

座長 ただいまの説明について、皆さんから質疑を受け付けたいと思います。
質疑はございませんか。

飯山委員 議員個人は駄目で、広報誌であれば議員個人版は可というのは、要は、例えば私のところの富山市議会自由民主党だったら、その中で今回は「飯山 勝彦特集」というのはオーケーという形でいいですか。

吉田委員 あってもいいのではないかというような気がします。

座長 もう一度お願いします。

（「政務活動じゃない、特集なんて。そもそもの質問がおかしくないか」と発言する者あり）

座長 吉田委員、今何と言われたのか。あっちを向いてしゃべられたので聞こえなかった。

吉田委員 僕？

座長 ええ。返答をあっち側を向いてしゃべられたので。どうぞ。

吉田委員 私どもの議会報告、議会だよりは、あくまでも2人しかいませんから、大体2人の質問や当局答弁、あるいは要請活動、こういうもの以外は……。個人版は出していませんけれども、他会派で時と場合によって、会派が認めたというか、会派の発行であれば個人版、地域版があってもいいのではないかというのが僕の思いです。

座長 飯山委員、それで大丈夫ですか。

飯山委員 会派としての個人版という意味合いがちょっと分からなかったので質問させていただいたのですけれども、これで分かりました。ありがとうございます。

座長 ほか、どうですか。

大島委員 質問なのですが、誠政さんと気魄さんは、政務活動費上は1つの会派としてお金をもらって報告をしておられる。その中で、1つの政務活動費上は会派の、例えば気魄さんが出されるとか、誠政さんの議員の方が出されるとか、それについてはどういう取扱いになるのか。今の日本共産党さんのことを踏まえると、少し対応を考えないといけないのかなと思っています。いかがですか。ちょっと疑問になったので聞いてみたいのですけれども。

座長 それについてどうですか、吉田委員。

吉田委員 今のは僕が答える質問かどうか……

座長 今、一応そういったことがありますので、提案者として。

吉田委員 誠政さんと気魄さんの扱いはちょっと違うのではないですか。

座長 今の大島委員からの質問に対して、提案者としては各会派の考え方によりけりということでしょうか。政務活動上の会派として誠政気魄がございますけれども、そこに関してはこの提案の中にはなかったということですね。

吉田委員 はい。

大島委員 よろしいですか。飯山委員の質問で言うと、例えば誠政気魄の政務活動費を使って、気魄特集、誠政特集という考え方と同じことをおっしゃっておられたのではないかなということ少し疑問に思っております。

谷口委員 私は気魄として市議会報告書を出しています。これはあくまでも会派として出しています。

座長 ほか、どうですか。

鋪田委員 今、吉田委員の説明の中で、大会派は個人版を出されることもあろうかという指摘をされましたけれども、ちょっとそこについて、現行で我々がやっていることについて説明しておかないと誤解が生じるおそれがあると思うのですけれども、基本的に富山市議会自由民主党では個人版は全く考えておりませんので、やはり会派として、例えば前回は全員が出ていましたけれども、ある定例会の中で何人かの議員が質問すれば、それは1つパッケージとして会派と

して発行するのであって、たまたまそれを誰々議員版ということになると、先ほど江西委員からそれは後援会だよりであるという言葉がありましたけれども、全くそのとおりなので、そこのところはちょっと誤解のないようお願いしたいと思います。

松井委員　　うちの場合はバツにしていますけれども……

（「今は質疑だよ」と発言する者あり）

座長　　　　質疑だけです。意見は後でお願いします。

松井委員　　いろいろ列挙してある中で、配布地域についてのところで、これはどういう意味なのかちょっとよく理解できないのですけれども、「質疑等を取り上げたテーマ等によっては、配布は「地域限定」でも「可」とする」と。配布ということは当然郵送もあり得るわけで、それについて……そういう理解でいいのかな。

吉田委員　　配布地域はそれぞれの方法などによって違うけれども、全市にまくのが義務づけられているわけでもないし、私だったら呉羽地域にだけまくということだってあるわけで、それはいいのではないですかね。

松井委員　　確認させていただきましたけれども、やはりこれだけいろいろな条件というか、発行するに当たって、毎回きちんとクリアしたかどうかを誰がチェックするのか。これは基本的に個人、会派がチェックするという意味ですか。

吉田委員　　会派で決められている禁止事項をクリアしているかどうかもチェックしますし、最終的には議会事務局に出して、クレームがつけば直すしという感じですよ。

座長　　　　ちょっと待ってください。1つ確認しておきます。議会事務局はそういうチェックをしていますか。

庶務課長 指針上の定めで、それに従ったものかどうかという御指摘なりは、もちろんそういう形でチェックはしています。

座長 大丈夫です。
ほか、どうですか。

成田委員 配布地域についてまた確認しますけれども、今、日本共産党さんは発行しておられるということで、例えばどういった地域に一質疑の内容、テーマによってなのでしょうけれども、具体例を教えていただければありがたいです。

吉田委員 抜けている地域もいっぱいありますけれども、協力者がいるところは基本的には……。部数はともかくとして、地域限定で作った例は今のところはないです。過去には。
部数は一番多いときは5万部ぐらい作りましたけれども、前は協力者が少なくて2万8,000部しか作らないとか、状況によって変わりますけれども。

座長 吉田委員、協力者というのはどういう意味ですか。

吉田委員 ボランティアです。

座長 配布の協力者ですか。

吉田委員 配布の協力者です。

座長 分かりました。

成田委員 留意すべき事項として、広く市民に周知するものでなければならず、特定の団体、その構成員のみに対する広報広聴については対象外であるということで、ちょっと今の説明だと……。一般質問で質疑があった内容、テーマについて、地域を限定して配布を可能にしたいと言われている提案ですけれども、それについて非常に分かりにくいなと思っていますので、

具体例を教えてください。

吉田委員 過去に地域限定、そこにしか配らない広報誌を作ったことはありませんが、例えば去年の3月ですか、学校統廃合が大きなテーマになったときに、いつもボランティアに頼んでいるところをやめて、北日本新聞と読売新聞に新聞折り込みをして統廃合の対象になっている地域に全部入れたという配布の仕方に……。テーマによっては変えることはありますが、今まで地域限定というのは基本的にはないですけれども、今後あり得るかなということでここに書いてあるだけです。

座長 ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようですので、ここで1つ皆さんに申し上げます。昨年度からの継続審査となっている広報誌に関する案件、資料の下のほうにあるのですけれども、自由民主党の「広報誌について」でひな形をつくるという話があったと思うのですけれども、日本共産党さんの提案の対応案の4番で「広報誌の形式は会派の自由」とあります。昨年意見の中で、いろんなことを考えて、提案者のほうからは、「これまでの議論を踏まえると訴訟を抱えるかもしれないという状況の中で、誰がそのひな形に責任を持てるのかということを見ると、ひな形の案を示すことすら難しい状況が見えてきた」というものがあります。昨年のおきもそういう意見が出ましたので、このひな形ということ継続審査にしておりますけれども、この際、今年度の日本共産党さんの「広報誌の形式は会派の自由」という案で話し合いを進めたいと思います。これについて何か御意見はございますか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようでしたら、そのように計らいます。
それでは、各会派の御意見を伺います。
賛成以外の会派から伺いますので、富山市議会自由
民主党さんから御意見を頂戴します。

成田委員 私たちの会派では、それぞれが市政報告会なり、い
ろんな広報の仕方で行っております。積極的に発信
していくことが大事であります。議員個人版や配
布地域限定というものを認めることになる、やは
りどうしてもそこには線引きがないし、明確な基
準がないということで、今の段階では賛成できな
いという見解です。

座長 自由民主党さん。

江西委員 このひな形ですら判例で責任が取れないという問題
があるわけです。私どもはその個人の広報も認める
べきと本当は思うのですけれども、先ほど、ちょ
と飯山委員には失礼なのですけれども、「飯山特集
でもいいのですか」みたいな話が政務活動費のあり
方検討会の委員から出てくるわけです。本来、市政
報告の議論をするにもかかわらず、そういう意見が
あり方検討会のメンバーからも出てしまうような現
状であると、やはりこれは後援会だよりみたいなも
のにも発展しかねないおそれがある、その捉え方
というか認識が会派の中でも全然徹底というか、今
回の本来のテーマがどういった趣旨のものなのかと
いうことすら徹底されていないところを見ると、こ
れはやはり日本共産党さんの提案には、申し訳ない
のですけれども、賛成すると後々のトラブルに大き
く発展するだろうということが今分かりましたので、
反対だという意見です。

座長 公明党さん。

松井委員 今、日本共産党さんからいろんな縛りについてもあり
ましたが、やはりチェックをしっかりとやればい
いのだという部分はあるのかもしれませんが、

これだけ項目が多いと、どこかで引っかかる。だから、アリの一穴ではないけれども、そこから徐々に政務活動費としての本来の使い道でなければならないものがどうなっていくかという部分があります。個人として出す分については、それは何十万部出そうが私は賛成します。

我が会派も、当然、自分の地域や自分の支援者に対して、個人名で何々の市政報告ということで毎回出しています。

だから、いろんな制約をかけられて会派として出すからいいとか、過去にうちの会派も会派としての広報誌を出しましたけれども、そこには個人の議員の名前も書けないし、やはりそういったこともあって今は発行していません。全て個人で個人の負担による発行、そういう形でやっているの、本当にこれを政務活動費で出すと、またいろんなそういう絡みが出てくるのではないかという懸念が多くあります。

座長 今度は誠政さん。

尾上議員 どうしても反対ということではないのですが、やはりいろいろなことを考えると、今のルールの中で運用するのが一番いいのかなと。ただ、なかなか出しづらいところもあって、うちの会派ではつくっていませんが、今のルールの中で運用するのが今のところはいいのかなと思っております。

座長 政策フォーラム32。

大島委員 前は賛成という形……

(「バツになっているよ」と発言する者あり)

座長 前はバツになっています。

大島委員 バツになっていますか。

(「上の」と発言する者あり)

- 大島委員 上のほう。失礼しました。
切りがないというか、今、公明党さんもおっしゃったように基準がなかなか難しいので、反対ということです。
- 座長 この後、賛成の意見もお伺いします。
立憲民主市民の会さん。
- 岡部委員 やはり市政の報告をするのは大事なことだと思うので、例えば会派でということもしっかり作っていきたいと思うのですけれども、なかなか部数が多くなると大変というか、配布体制もつくり切れないということで、なかなか出しづらいなというのがあります。したがって、どういう配布をするのかということも当然議論しなければならないと思います。
考え方としては、会派で出して、日本共産党さんが言われるように、そんなに目立つ大きなものでなくて、いわゆる議会事務局で撮った写真程度のものを載せていくという形で。うちは3人の会派ですから、3人分を年間通じてまとめて少し作るということも検討はしていますが、実際は発行がなかなか難しいなというのが現状の議会だよりの会派としての発行内容になっていますから、やはりしっかりと議会のことを報告できるような手段は私は富山市議会としても必要かなと思っていますので、賛成にしてあります。
- 座長 気魄さん。
- 谷口委員 議員としてどんどん出してほしいなという思いでマルにしてあります。
- 座長 皆さんの意見を聞いて、こういうことを思う、こういうことを感じるというのがあれば、提案者の吉田委員—日本共産党さんも含めて、御意見はどうですか。
- 吉田委員 地域版、個人版は別として、政務活動費を使って、

禁止事項をクリアして、大いに出してほしいという思いがありますし、そのことが市政や市議会に対する市民の関心を高めると。これを毎回個人負担で一僕も部分的には出していますよ、地域限定版。それこそ個人負担で吉田レポートという感じでね。でも、やはりできるだけ各会派が許容される中身で、政務活動費を使って広報を出してほしいなという願いが強い部分がございます。ぜひ。

織田委員

先ほど自由民主党さんの反対意見の根拠として、飯山委員の発言があった旨の話がありました。飯山委員は一私を感じたのはですよ一私を感じたのは、それはあくまでも飯山版という言い方の語彙として、言葉の使い方として飯山特集という言葉を使ったわけでありまして、その真意については間違いなく日本共産党さんには伝わっていた。だから、あのお答えになったと受け止めております。もちろん個人の後援会と受け取られるようなものが認められていないのは言うまでもないことでありまして、あくまでも個人版の説明として使われたというふうに私は感じました。以上です。

座長

意見を求めますか。

織田委員

いえ、結構です。

江西委員

せっかくそう言われたので。御本人でもないのによくその心情を言われたと思いますけれども、私は言葉以上のことは何も言っていないです。出た言葉に対して言っただけであって、私がそう受け取るような言葉の発信だったので、私の考えを変えることはできなかったわけでありまして。かといって、それを強く非難したわけでもないし、その現状を踏まえて時期尚早だろうと言ったわけです。これが現状だと言ったわけですので、この点については、どうしてそういう発言をされたのか分かりませんが、一応補足しておきます。

座長 のみ込みました。ほかに御意見がなければ……。

〔発言する者なし〕

座長 御意見をを聞きますと、この会議では全会一致をもってということになりますが、皆さんの意見の中では全会一致は見られなかったと思います。その理由に関しては、皆さんがおっしゃったとおり、後々のトラブルを懸念される声であり、あと、基準が難しいという意見もございました。しかしながら、市政報告は大事である、どんどん出すのがいいという意見もございました。残念ながら、今日のこの会では、日本共産党さんの提案はまとまりませんでした。市政報告に関する姿勢というものはしっかり持っていくべきではないかと感じております。この結果に関して何か異論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松井委員 一応確認ですけれども、この項目について、どうするということか、また検討するということですか。

座長 それに関しては、今年度の日本共産党さんの意見に関しては否決されましたので、今年度はもうこれで話し合いはなくなりました。来年度、また新しい会ができて、もう一度この新しい意見が出されたときには、また議論せざるを得ないとは思いますが。

吉田委員 ということは、このテーマは令和6年度への引継ぎ事項や継続審議にはしないで、一旦論議を中止するということだ。

座長 ただし、来年度の座長の考え方もありますし、その会の考え方もありますので、その皆さんの第1回目の会合の中で連続審議になっているものはやめようという意見が出るかというのは、次年度の会の中で考えていただきたいとは思いますが。

吉田委員 了解です。

座長 全会派の賛同が得られませんでしたので、この案件は採用しないことになりました。
一応議題としては終了しましたが、先ほどのクレジットカードの案件がございますので、これに関しては、一度ちょっと事務局及び正副座長で話し合っ
てテーマを精査して、皆さんにもう一度集まる機会なりをお伝えしていきたいと思
います。
最後に、ここまでについて何か御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、本日はこれをもって政務活動費のあり方検討会を閉会いた
します。

令和6年1月30日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 押 田 大 祐

署名委員 岡 部 享

署名委員 松 井 桂 将